

金融機関の業態の融合化と法制整備 —「金融システム法講義」(4)—

木 下 正 俊

はじめに

- 第1章 金融機関の業態の融合化の諸形態とそれぞれの意義等
- 第2章 金融機関の業態の融合化の進展と法制整備
- 第3章 金融コングロマリット化と規制・監督面の課題

はじめに

「金融システム法講義」(2)で取り上げたように、金融機関については、戦後長年に亘って厳格な業務分野規制による分業体制がとられてきた。すなわち、民間の金融機関においては、銀行、証券会社、保険会社が、それぞれを規制する業法に定められた固有業務に専念する体制がとられたほか、銀行の中でも、長期金融と短期金融の分離や、銀行と信託の分離が行われた。さらに、これらの民間金融機関とは別に、巨大な公的金融機関も形成された。このうち、民間金融における長短分離と信託分離の規制については、1980年代半ば以降の金融自由化の中でその実質がほとんど失われたほか、銀行、証券、保険の各業態間の分離についても、1990年代初め以降、様々な形態での相互参入が認められるようになった。また、公的金融については、民営化や規模縮小等の措置が決定されている⁽¹⁾。

本稿では、上記のような民間金融機関の業態間の相互乗入れを取り上げる(以下では

(1) 小泉内閣は、2005年12月、概略次のような政策金融改革を進め2008年度から新体制に移行する旨の閣議決定を行い、これを盛り込んだ行政改革推進法が2006年6月に成立した。①政府系金融を3つの機能(i中小零細企業・個人の資金調達支援、ii国策上重要な海外資源確保、国際競争力確保に必要な金融、iii円借款)に限定すること、②2008年度中に貸出残高(約90兆円)の対GDP比半減を実現すること、③8つの政府系金融機関について、i日本政策投資銀行と商工組合中央金庫の民営化、ii公営企業金融公庫の廃止、iii国民生活金融公庫、中小企業金融公庫、農林漁業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行の1機関への統合、等。

その後、政策金融改革関連法(株式会社日本政策金融公庫法、等)が成立、公布(2007年5月25日)され、2008年10月1日から新体制に移行することとなった。

「業態の融合化」と呼ぶこととする)。第1章でこれらの業態の融合化の諸形態とそれぞれの意義等を確認した後、第2章で様々な形態での業態の融合化の進展とそのための法制整備について整理する。さらに第3章では今後の課題について簡単に触れる。

第1章 金融機関の業態の融合化の諸形態とそれぞれの意義等

第1節 金融機関の業態の融合化の諸形態

業務分野規制を緩和・撤廃して金融機関の分業体制を見直すとした場合に、どのような形態があり得るかについては、1989年5月の金融制度調査会第2委員会中間報告「新しい金融制度について」が以下の5つの方式を提示したのが、わが国の公式の場での検討では初期のものであろう。業態間の相互参入という点では、この5つの形態のほかにも、代理や仲介等による業務提携等も一つの形態として加えておくことができよう。なお、1991年の金融制度調査会答申「新しい金融制度について」および証券取引審議会報告書「証券取引に係る基本的制度の在り方について」での提言を踏まえ、業態別子会社方式での相互参入が実現したこと、1998年の日本版ビッグバンにより金融持株会社が解禁されたこと、多くの業態で代理・仲介方式の拡充が図られたこと、等については、第2章で述べる。

①相互乗入れ方式

：普通銀行、長期信用銀行、信託銀行、証券会社等の各業態固有の業務を尊重しつつ、それ以外の分野について、漸次相互に乗入れを行う方式。

②業態別子会社方式

：各業態のそれぞれの業務分野は現行制度を維持するものの、それぞれの業態が子会社により他の業態の業務に参入する方式。

③特例法方式

：銀行業務、信託業務、証券業務等、多様な金融業務（ただし各業務についてはホールセールに限るなど一定の制限を行う）を行える新しい金融機関を創設し、各業態からそれぞれ子会社により参入する方式。

④持株会社方式

：各業態の現行の業務分野を尊重しつつ、持株会社の子会社を通じて相互乗入れを行う方式。

⑤ユニバーサルバンク方式

：金融機関本体において、銀行業務、信託業務、証券業務を幅広く兼営する方式。

<p>A 相互乗り入れ方式</p>		<p>◇各業態の現行の業務分野は概ね左図のとおりであるが、今後それを尊重しつつ、相互乗り入れを進める。 (斜線は現行業務分野)</p>
<p>B 業態別子会社方式</p>		<p>◇各業態の現行の業務分野を尊重しつつ、100%子会社による相互乗り入れを進める。 例：カナダ</p>
<p>C 特例型方式</p>		<p>◇金融債を含む銀行業務、信託業務(但し、以上の各業務については、例えばホールセールに限るなど一定の制限を課す)を行える新しい金融機関の制度を創設し、各業態からそれぞれ100%子会社で参入する。</p>
<p>D 持株会社方式</p>		<p>◇各業態の現行の業務分野を尊重しつつ、持株会社の子会社を通じて相互乗り入れを進める。 例：米因ブロックスマイヤー法案等</p>
<p>E 空穴カナル方式</p>		<p>◇本体ですべての業務を行えるようにする。 (黒は新規参入分野) 例：西ドイツ、フランス、イギリス等のEC諸国、スイス等</p>

(資料) 金融界中間報告(1989.5.26)。

第2節 金融機関の業態の融合化の意義と問題点

上記のように様々な形態はあるにせよ、金融機関が多様な金融業務を1つの企業として、あるいは1つの企業グループとして行おうとするならば、その目的や意義は何だろうか、その反面でどのような問題が生じるのだろうか。以下、これらの両面について確認しておこう。

1. 金融機関の業態の融合化の目的・意義

金融機関の業態の融合化を金融統合と捉えたとき、その目的や意義については、①「規模の経済」、②「範囲の経済」、③「リスクの分散」、の諸点が指摘されている⁽²⁾。

まず「規模の経済」とは、経営規模の拡大に伴い、生産物1単位あたりの投入費用が減少することにより経営効率が向上することをいう。この概念は、単一の生産物ないし単一

(2) 日本銀行金融研究所 [2005] およびそれが参照する G10 [2001] を参照。

の業務の規模を拡大したときの効果として捉えられる。金融統合においては、業務の多角化が主たる関心事となるが、それと同時に規模の拡大も志向されるのが通常であることから、「規模の経済」もその目的ないし意義の重要なひとつと考えてよいだろう。

これに対し、「範囲の経済」と「リスクの分散」は、業務の多角化を主たる目的とする金融統合の本質的な目的ないし意義と考えられる。

このうち「範囲の経済」とは、同一企業が複数の事業を行うことにより、各事業をそれぞれ別の企業が行う場合に比べて総費用を削減することができ、経営効率が向上することをいう。このような「範囲の経済」が働くのは、複数の事業に投入される生産要素（例えば人員、設備等）に共通する部分があるからである。このことを金融サービスの提供について具体的に見ると、①銀行業、証券業等の複数の業務で情報システム投資費用等を共有しうること、②既存の金融商品やサービスの提供経路（デリバリー・チャンネル）を利用することにより、少ない追加費用で新たな金融商品やサービスを提供しうること、③ある金融商品やサービスの生産に用いた情報を、少ない追加費用で他の金融商品やサービスの生産に転用しうること、等が指摘できる。なお、以上のような金融機関サイドの費用削減効果とともに、いわゆる「ワンストップ・ショッピング」による顧客サイドの費用削減効果を通じる金融機関サイドの収益拡大効果も「範囲の経済」として捉えられている。すなわち、顧客が複数の金融商品・サービスを購入しようとする場合に、別々の金融機関からそれぞれ独立のコストを負担して購入するよりも、1つの店舗で一度に購入できる方が購入コストを節約することができ、その分、金融商品やサービスの購入量が増し、金融機関の収益の増加につながる可能性がある。

また「リスクの分散」は、事業活動の地域分散や商品の多角化によって事業全体のリスクの分散が図られ、その結果、リスクの総量が削減され、収益の安定性が向上することをいう。

2. 金融機関の業態の融合化の問題点とそれへの対応

上述のように金融統合には多くの効果が期待される反面、様々な問題点も指摘されている。すなわち、①「利益相反の発生」、②「リスクの伝搬・拡大」、③「規制コストの増大」、④「セーフティ・ネットの漏出」、等であり、これらへの対応が重要な課題となる。

第一に、金融機関が複数の業務を兼営する場合、個々の業務の間で「利益相反」が生じる可能性がある。例えば、銀行が証券業務を兼営する場合、①経営が悪化した貸出先から貸金を回収するため、貸出先に証券を発行させ投資家に販売する、②顧客から資金調達につき相談を受けた際に、証券発行ではなく借入による調達を勧める、③銀行業務で得た未

公開情報を証券業務に利用する、等である。こうした弊害を防止するため、①銀行本体による証券業務を原則として禁止する(日本、米国等)、②業態毎に法人格を分離する(業態別子会社方式、持株会社方式)、③ファイアー・ウォール(関連会社間や部門間での取引や情報の流通を制限)を設ける、等の措置がとられる。

第二に、「リスクの伝搬・拡大」という問題がある。すなわち、金融機関が複数の業務を兼営しグループを形成すると、ある業務のリスクが他の業務やグループ全体に波及し経営全体を不安定化する可能性がある。例えば、銀行が証券業務を兼営する場合、相対的にリスクの大きい証券取引で生じた損失等の影響が銀行部門に伝搬し、銀行経営を不安定化させるということが考えられる。とくに銀行(預金取扱金融機関)にはシステムミック・リスク(資金決済不履行の連鎖、預金取付けの連鎖など)が内在することから、こうしたリスクを遮断することが極めて重要となる。このため、①銀行本体による証券業務の原則禁止、②業態毎に法人格を分離、③ファイアー・ウォールの設置、等の措置がとられるが、それに加え、金融当局によるモニタリングと監督が重要になる。

第三に、「規制コストの増大」という問題がある。すなわち、金融機関が複数の業務を兼営しグループを形成すると、経営内容が複雑になり、グループ全体としてのリスクの所在とその規模の把握が従来に比べ困難になる。これに対しては、新たな規制・監督の体系を構築することも考えられるものの、コストの増大は避けられない。このため、業態毎に法人格を分離した上で、それぞれに自己資本比率規制等の財務面の規制を課しつつ、全体の連携をとることが、規制・監督の有効性と効率性の観点から現実的な対応となる。

第四に、「セーフティ・ネットの漏出」という問題がある。すなわち、銀行業については、システムミック・リスクを内包するという業務の特殊性を踏まえ、中央銀行の「最後の貸し手」機能や預金保険制度といった各種のセーフティ・ネットが構築されている。このため、銀行が銀行業以外の業務を兼営する場合や、同一グループ内で銀行業と他の金融業を併せて営む場合には、銀行業以外の業務で生じた損失を銀行が補填する形で「セーフティ・ネットの漏出」が発生する可能性がある。これを防止するためには、業態毎に法人格を分離することが有効とされている。

第2章 金融機関の業態の融合化の進展と法制整備

わが国では、金融機関の業態の融合化、すなわち業態間の相互乗入れや再編・グループ化等は様々な形態で進展している。その代表的なものが業態別子会社方式と金融持株会社方式であるが、それ以外にも、戦後長年行われてきた銀行証券分離規制自体の緩和のほか、

他業態の商品・サービスの販売解禁や他業態の業務の代理・仲介等による参入の拡大もある。以下、順にみていくが、代理・仲介等方式は、金融機関相互の関係にとどまらず、金融業務を非金融機関に開放するという側面もあること、また同様の観点から非金融機関による金融業務への参入とりわけ銀行業への参入（資本参加）が行われていることも極めて重要な変革であり、これらにも言及することとする。

第1節 銀行証券分離規制の緩和

銀行等は、証券取引法2条8項に定める「証券業」を行うことが禁止されている（同法65条1項本文）。いわゆる「銀行証券分離規制」である⁽³⁾。ただし、同法65条1項但書に定める行為等⁽⁴⁾は禁止の対象とはされていないほか、同条2項において、各号に定める取引行為には1項本文は適用されないとされている。また、65条の2において、登録等を受けた銀行等が営むことができる証券業が定められている。このように、銀行証券分離規制にはいくつかの類型による例外があり、かつそれぞれに定める取引行為の対象を拡大するという形で規制の緩和が進められている。

なお、上記の証券取引法による銀行証券分離規制の枠組みは、同法改正により制定された金融商品取引法（2007年9月施行）に基本的に引き継がれている。すなわち、金融商品取引法は、銀行等による有価証券関連業および投資運用業を禁止する（33条1項本文）が、有価証券関連業について、投資の目的をもって、または信託契約にもとづき信託をする者の計算で有価証券の売買や有価証券関連デリバティブ取引を行う場合は例外としている（同項但書）。また、33条2項において、書面取次ぎ行為または公共債等の売買等各号に定める行為については33条1項本文の規定は適用しないとしている。

1. 公共債の取扱い

(3) 2006年6月に証券取引法が改正され金融商品取引法が制定（2007年9月施行）されたが、銀行・証券分離を定める証券取引法65条は、金融商品取引法33条に基本的に引き継がれている。ただし、金融商品取引法における金融商品取引業の概念は証券取引法における証券業の概念から拡大しているため、「証券業」に相当する概念として新たに「有価証券関連業」の概念が設けられ（28条8項）、銀行等が「有価証券関連業」（または投資運用業）を行うことは原則として禁止されている（33条1項）。なお、本章では、銀行証券分離規制の緩和の経緯とその意味合いを理解することを主たるテーマとしていることから、参照する法律は証券取引法を中心とし、現行規制の確認等必要に応じて金融商品取引法を適宜参照することとする。

(4) 銀行が顧客の書面による注文を受けてその計算において有価証券の売買等を行うことや、投資の目的をもって有価証券の売買等を行うことが認められており、これらの業務は、銀行法においては、銀行の付随業務とされている（10条2項2号）。

1973年秋の第一次石油危機を契機とする景気後退に伴い、75年以降国債が大量に発行されることとなり、国債は、銀行、証券会社等により構成される国債引受シンジケート団⁽⁵⁾により引き受けられた。この間、銀行が引き受けた国債を売却することは、日本銀行が金融政策の手段として行う買いオペレーションに応募する場合を除き、原則として禁じられたことから、銀行は、引き受けた国債の大半を保有し続けることとなり、その残高は急増し、銀行の収益を圧迫することとなった。このため、銀行は国債の販売やディーリング等の証券業務への進出を要求することとなる一方、証券会社はこれに強く反対した。その際に問題となったのが証券取引法65条2項である。同項は、公共債に関する証券業務を65条1項本文の適用外としているが、その一方で、銀行法には特段の規定が定められていなかった。このため、銀行業界と証券業界がそれぞれの立場から法律解釈論を展開し鋭く対立したが、結局、1981年、以下の内容の証券取引法改正および新銀行法制定⁽⁶⁾により決着が図られた。

すなわち、証券取引法改正においては、銀行が行う公共債に関する証券業務の取扱いが明確化されることとなり、65条の2が新設され、銀行が公共債に関する業務を行うには登録が必要であるとされた(残額引受けについては登録不要であるが、残額引受けを行った公共債に係る募集の取扱いについては登録が必要)。

1981年に制定された新銀行法においては、売出しの目的のない公共債の引受け(残額引受け)、および当該残額引受けと一体として行う募集の取扱いは銀行の付随業務とされた(10条2項4号)。また証券取引法65条2項各号に定める行為を行う業務、すなわち具体的には、公共債に関して、引受け、募集または売出しの取扱い、既発債売買であるディーリング、既発債売買の取次ぎ等であるブローカレッジの各業務を行うことができることとされた(11条)。

2. CP、私募債の取扱い

1992年の金融制度改革法⁽⁷⁾による証券取引法の改正でCP(コマーシャルペーパー)が有

-
- (5) 1965年に戦後初めて国債が発行される際に大蔵省(当時)の主導のもとに結成されたが、2006年3月末に解散した。
- (6) 1981年制定の新銀行法は、それまでの1927年制定の旧銀行法を全面的に改正(目的規定の設置、業務範囲の明確化、大口信用規制の法定、ディスクロージャー規定の整備等)するものであるが、改正に際しては、銀行による公共債の取扱いが最大のテーマとなった。
- (7) 正式の名前は「金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律」であり、銀行法、証券取引法等16の法律を一括して改正または廃止するものであった(1992年6月26日公布、1993年4月1日施行)。

価証券に含められることとなり（2条1項8号）⁽⁸⁾、CPに関する業務は証券業とされた。これにあわせ、65条2項に定める取引行為に追加されるとともに、銀行法も改正され、銀行の付随業務について規定した同法10条2項5号「金銭債権の取得または譲渡」にCPの取扱いが追加された。なお、これにあわせ、有価証券の売買等を投資目的等に限定している銀行法10条2項2号に、2項5号に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの（すなわちCP）を除く旨の規定が加えられた（これにより銀行によるCPの売買等については、投資目的等に限定されることなく行うことができることが明確にされた）。

また、1992年の証券取引法改正では、私募の取扱いも証券業と位置づけられた（2条8項6号）⁽⁹⁾が、銀行による私募の取扱いを従来どおり認めるために、65条2項に規定が追加されたほか、銀行法も改正され、有価証券の私募の取扱いが銀行の付随業務とされた（10条2項6号）。

なお、1992年の証券取引法改正にあわせて行われた銀行法改正においては、10条6項が新設され、10条2項5号にいう「金銭債権の取得または譲渡」のうち有価証券に該当するものについては、証券取引法2条8項各号に定めるすべての業務が含まれることとされた。

3. 証券化商品、デリバティブ取引の取扱い

1998年の日本版ビッグバンにより資産流動化・証券化およびデリバティブ取引の促進のための法整備（金融システム改革法）⁽¹⁰⁾が行われたが、それらの取引の担い手として証券会社のほかに銀行等も認める措置がとられた。

まず資産流動化・証券化については、1998年にSPC法（「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」）が制定されたが、同法により発行される証券化商品である特定社債券、優先出資証券、および同法改正により制定された資産流動化法により発行される特定目的信託受益証券がいずれも証券取引法上の有価証券とされ（それぞれ2条1項3号の2、5号の3、7号の4）⁽¹¹⁾、これらの取引行為は証券業となったが、銀行等による取扱いは禁止の対象から除外された（65条2項1号）⁽¹²⁾。また、銀行法上も付随業務とされた

(8) 金融商品取引法2条1項12号。

(9) 金融商品取引法2条8項9号。

(10) 正式の名前は「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」であり、証券取引法、銀行法、金融制度改革法等24の法律を一括して改正するものであった（1998年6月15日公布、1998年12月1日施行）。

(11) 金融商品取引法2条1項4号、8号、13号。

(12) 金融商品取引法33条2項1号。

(10条2項5号の2)。

また、有価証券店頭デリバティブ取引についても、1998年金融システム改革法による証券取引法の改正により、証券業務とされる(2条8項3号の2)とともに、銀行等による取扱いは禁止の対象から除外され(65条2項5号)、銀行法上も付随業務とされた(10条2項2号、16号、17号)。

なお、デリバティブ取引については、従来、金融先物取引は金融先物取引法(1989年3月施行)、有価証券デリバティブ取引は証券取引法というように個別に法規制が行われていた。その結果、スワップ取引や天候デリバティブ取引等については、これを規制する法律が不明確となっていたが、2007年9月に施行された金融商品取引法(証券取引法を全面改正)により、金融先物取引法が廃止され統合されるとともに、デリバティブ取引が幅広く定義され、これを業として行う者を金融商品取引業者として、登録等の共通の規制の下に置くこととされた。

第2節 業態別子会社方式による相互参入

業務分野規制に伴う資金配分の非効率性については、1980年代半ば以降の金融自由化を巡る論議の中で指摘されるようになったが、規制緩和の具体策として、業態別子会社方式による相互参入を提言したのが1991年6月の金融制度調査会答申「新しい金融制度について」である。金融制度調査会は、金融商品やサービスの利用者の視点に立って、業務分野規制に支えられた分業体制を抜本的に見直すべきであるとして⁽¹³⁾、持株会社方式、業態別子会社方式、特例法方式(一定の分野に限る等の制約を課した上で、同一組織内で各種の業務の兼営を認める法律を制定)につき具体的な検討を行った結果、相互参入の形態としては業態別子会社方式が最も現実的であり、銀行子会社、信託銀行子会社、証券子会社を基本とすることが適当であるとする答申を行った⁽¹⁴⁾。

業態別子会社方式による相互参入については、1991年6月の証券取引審議会報告書「証券取引に係る基本的制度の在り方について」においても同様の提言が行われた。

これらの答申をもとに1992年金融制度改革法が制定され(1993年4月施行)、同法によ

(13) 同答申は、分業体制を見直す必要性について、次のように指摘している。

「金融業務の業務基盤は情報の生産によるところが大きく、特に、近年、金融の証券化の進展等に伴い、銀行、証券、信託等の業態内容が密接に関連してきたことから、金融業務はいわゆるエコノミーズ・オブ・スコープ(範囲の経済)が働きやすい分野となっているといえよう。このため、銀行が現行の業務と関連性を有する業務を営むことは、銀行の業務の効率性を高め、我が国経済全体の効率化、ひいては社会的厚生を増大につながると考えられる。」

る銀行法および証券取引法の改正により銀行子会社、信託銀行子会社、証券子会社の設立が可能となった。また、保険子会社については、1998年金融システム改革による保険業法の改正により設立が可能となった。なお、業態別子会社の解禁当初は、銀行の証券子会社、保険子会社を中心にそれらが行うことのできる業務に制限が加えられたが、1998年金融システム改革法により、業態別子会社の業務制限は撤廃された。

以下、業態毎に内容を確認しておく。

1. 銀行の証券子会社、信託銀行子会社、保険子会社

上記の1992年金融制度改革法による銀行法改正により、銀行が証券子会社および信託銀行子会社を保有することが認められた。すなわち、銀行法に子会社等に関する「第2章の2」が加えられ、銀行は、大蔵大臣（当時）の認可を受けて、「証券取引法2条9項に規定する証券会社」⁽¹⁴⁾、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律1条1項に規定する信託業務を営む銀行」を子会社とすることが認められることとなった（16条の2第1項）。

なお、上記の銀行による証券子会社の保有が認められるに際し、証券取引法の改正が行われた。すなわち、銀行による証券会社の保有が銀行等による証券業務を禁じる証券取引法65条1項に違反しないことを明確にするため、「65条の規定は、大蔵大臣が、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関が過半数の株式を保有する株式会社に、28条1項の免許をすることを妨げるものではない。」との1条が設けられた（65条の3）⁽¹⁵⁾。

このようにして銀行は、証券子会社および信託銀行子会社を保有することが可能となったが、当初、銀行の証券子会社が行える業務には制限が加えられた。すなわち、1992年証券取引法改正の附則において、大蔵大臣は、銀行の証券子会社に証券業の免許を与える場合には、株券等について、同法2条8項2号、3号に掲げる行為（売買の媒介、取次ぎ）

(14) 同答申は、持株会社方式について、「持株会社を禁止する独占禁止法第9条は我が国産業全体に関するものであり、現時点においては、金融制度見直しという目的だけのためにその改正を求めることは適当とはいえない。」としたほか、特例法方式については、「各種業務を一つの組織で行うことによる相乗効果（シナジー効果）や利用者利便の向上の効果が大きい等の利点があるが、同一組織で各種業務を兼営することに伴う利益相反行為をどのようにして防止するか等、更に検討すべき問題もあり、将来の検討課題とすることが適当である。」とし、「以上を総合すれば、業態別子会社方式を主体としつつ、本体での相互乗り入れ方式をも適切に組み合わせることにより、制度見直しを図ることが適当である。」と結論づけた。

(15) 証券取引法が改正され制定された金融商品取引法（2007年9月施行）では、「有価証券関連業のほか、有価証券の貸借等、有価証券に関する一定の行為を行う業務を専ら営むもの」すなわち「証券専門会社」と改められた。

(16) 金融商品取引法33条の7。

をしてはならないとの条件を付すものとされた(附則19条1項)。ただし、銀行等が既存の証券会社の株式を取得して子会社とする場合には、同ブローカー業務の継続を認めるものとされ(同条2項)、1993年6月、経営危機に陥ったコスモ証券を大和銀行が子会社とした際に適用された。このほか、銀行の証券子会社の業務に関して、株式、転換社債、新株引受権付社債に関する取引について、その発行に関する業務とディーリング業務を行わせないとの大蔵省による行政指導も行われた。

このような銀行の証券子会社の業務に加えられていた制限は、1998年の金融システム改革法による証券取引法改正により撤廃された(附則の廃止、行政指導の廃止)。なお、1998年の証券取引法改正により、証券会社の専業規制が撤廃され投資顧問業等の兼業が一定の要件のもとに認められることになったことに伴い、銀行の証券子会社の業務範囲が拡大するものではないことを明確にするため、銀行が保有することができる証券会社は、証券業のほか、証券取引法34条1項各号に掲げる業務等を専ら営むもの(証券専門会社)に限るとの規定が加えられた(銀行法16条の2第1項3号)⁽¹⁷⁾。

また、1998年金融システム改革法による保険業法改正により、銀行の保険子会社保有が認められた。

2. 保険会社の銀行子会社、証券子会社

保険会社については、1995年の新保険業法の制定(1996年4月施行)により、生命保険会社と損害保険会社が大蔵大臣の認可を受けて、それぞれ子会社を保有することにより他方の業態に参入することが認められた(106条1項1号、2号)。なお、生命保険、損害保険以外の第3分野の保険すなわち障害・疾病・介護保険の引受けについては、生命保険会社、損害保険会社の本体での取扱いが認められた(3条4項2号、5項2号)。その後、1998年金融システム改革法による保険業法改正により、銀行(106条1項3号)、長期信用銀行(同4号)、証券会社(同5号)を子会社として保有することが、金融再生委員会(のちに内閣総理大臣)の認可(同条4項)を条件に認められることとなった。

3. 証券会社の銀行子会社、保険子会社

証券会社については、1992年金融制度改革法による証券取引法改正により、大蔵大臣の認可を受けて、銀行、信託会社その他政令で定める金融機関を子会社として保有すること

(17) 証券取引法改正による金融商品取引法の制定に伴い、当該条文の文言が改正されたが、「証券専門会社」に限定されることは変わらない。

ができる旨の規定が設けられた（43条の2）。これは、当時、証券会社には証券業務への專業規制が設けられていたことから、業態別子会社の保有は專業規制の対象とはならないことを明記するものであった。その後、1998年金融システム改革法による保険業法改正を受けて、証券会社が子会社として保有することができる金融機関として保険会社が追加された。なお、これと同時に行われた証券取引法改正によって証券会社に対する專業規制が撤廃されたことに伴い、上記の子会社保有規定（43条の2）は削除された。

4. 弊害防止措置

上述のように、銀行、証券会社、保険会社は、他業態の業務を行う子会社を保有することにより、他業態の業務に参入することができることとなったが、これに伴い、従来の分業体制のもとでは生じ得なかった様々な弊害を防止することが必要となる。そのための具体的な措置がいわゆるファイアー・ウォール（関連会社間や部門間での取引や情報の流通の制限）である。ファイアー・ウォールは、各業態において、親会社と子会社との間に設けられるが、以下では、銀行と証券子会社間（証券会社と銀行子会社間を含む）におけるものを中心に、その主なものを具体的にみておこう。

(1) 銀行と証券子会社間（証券会社と銀行子会社間を含む）

銀行と証券子会社との間のファイアー・ウォールについては、まず銀行法が証券子会社を含む子会社との間のアームズ・レングス・ルール（取引当事者間に独立した関係を求めるルール）を定めている。すなわち、銀行法は、銀行は、その子会社または子会社の顧客との間で、①銀行の通常の取引の条件に照らし銀行に不利益を与える取引（銀行法13条の2第1号）、および②これに準ずる取引または行為で銀行の業務の健全性に支障を及ぼすおそれのあるもの（同2号）を行うことを禁止している。

そのうえで、銀行・証券子会社間および証券会社・銀行子会社間については、証券取引法（同法改正による金融商品取引法）がアームズ・レングス・ルールを含む様々なファイアー・ウォール規定を定めている⁽¹⁸⁾。

まずアームズ・レングス・ルールとしては、①金融商品取引業者が通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、その親法人または子法人と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと（金融商品取引法44条の3第1項1号）、②銀行等の登録金融機関が通常の取引の条件と異なる条件で取引の公

(18) 業態別子会社制度の導入当初の規定はその後かなり改正されているため、以下では、本稿執筆時点での金融商品取引法の関連規定の主要なものについて記述する。

正を害するおそれのある条件で、その親法人または子法人与有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと(同条2項1号)、③金融商品取引業者が通常の取引の条件と著しく異なる条件で、その親法人または子法人与資産の売買その他の取引を行うこと(44条の3第1項4号を受けた内閣府令153条1号)、④登録金融機関がその親法人または子法人との間で金融商品取引契約を締結することを条件としてその顧客に対して通常の取引の条件よりも有利な条件で資産の売買その他の取引を行っていながら、当該顧客との間で金融商品仲介業務を行うこと(44条の3第2項4号を受けた内閣府令154条1号)、等が禁じられている。

このほかのファイアー・ウォール規制として、①金融商品取引業者が、当該金融商品取引業者との間で金融商品取引業とされる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人または子法人がその顧客に信用供与していることを知りながら、当該顧客との間で当該契約を締結すること(44条の3第1項2号)、②登録金融機関が、その親法人または子法人との間で金融商品取引業とされる行為に関する契約を締結することを条件としてその親法人または子法人に信用供与しながら、当該顧客との間で金融商品仲介業務に関する行為を行うこと(同条2項2号)、等が禁じられている。

さらに、金融商品取引業者の親法人または子法人が関与する行為で、投資者保護に欠けるもの等として(44条の3第1項4号を受けた内閣府令153条)、

- ①当該金融商品取引業者の親法人または子法人が発行する有価証券の引受けに係る主幹事会社となること(4号)、
- ②有価証券の引受人となった日から6ヶ月間において、その親法人または子法人がその顧客に有価証券の買入代金につき貸付けその他の信用の供与をしていることを知りながら、当該顧客に有価証券を売却すること(5号)、
- ③有価証券の引受人となった日から6ヶ月間において、その親法人または子法人に当該有価証券を売却すること(6号)、
- ④有価証券関連業を行う金融商品取引業者が発行者等に関する非公開情報をその親法人若しくは子法人から受領し、またはそれらに提供すること(7号)、

等が禁止されているほか、登録金融機関の親法人または子法人が関与する行為で、投資者保護に欠けるものとして(44条の3第2項4号を受けた内閣府令154条)、

- ①金融仲介業務に従事する役員または使用人が、発行者等に関する非公開情報を、その親法人若しくは子法人に提供し、または有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報をその親法人若しくは子法人から受領すること(4号)、
- ②親法人または子法人から取得した顧客に関する非公開情報を利用して金融商品取引契

約の締結を勧誘すること（5号）、
等が禁止されている。

(2) 保険会社と銀行子会社間

保険会社と銀行子会社間については、保険業法により、アームズ・レングス・ルールとして、①保険会社は、子会社との間で、当該保険会社の取引の通常条件とは著しく異なる条件で資産の売買その他の取引を行うこと（100条の3第1号）、②子会社またはその顧客との間で、①に準ずる取引または行為で当該保険会社の業務の健全性に支障を及ぼすおそれのあるもの（同2号）が禁止されている。

また、上記のほかのファイアー・ウォールとして、①銀行子会社の信用供与を利用した保険募集の禁止、②銀行子会社と共同で顧客を訪問し保険の募集を行う際には、別法人であること等を記載した書面の交付と説明義務、③保険会社と銀行子会社との店舗を独立した態様で設置すること、③保険募集に際して、銀行子会社から受領した顧客に関する非公開情報の利用の禁止、等の規制が行われている。

第3節 金融持株会社の解禁

第1章第1節および第2章第2節で述べたように、1989年5月の金制度調査会第2委員会中間報告において、業態間の相互参入の方式の一つとして持株会社方式が検討されたものの、これを受けた1991年6月の金融制度調査会答申「新しい金融制度について」においては、「現時点においては、金融制度見直しという目的だけのために独占禁止法第9条⁽¹⁹⁾の改正を求めることは適当とはいえない。」として、金融持株会社解禁の提言は見送られた。

しかし、その直後のバブル経済の崩壊と、その下でのわが国産業の国際競争力の低下の中で、競争力強化の要請が強まることとなった。その一方で、従来の規制は、規制の目的とされる「事業支配力の過度の集中の防止」の対象とは必ずしもならない持株会社まで一律に禁止する過剰規制ではないかと考えられるに至った。そして1997年に独占禁止法が改正され（同年12月施行）、「事業支配力が過度に集中することとなる持株会社」等を除き、純粋持株会社の設立等が原則として解禁された⁽²⁰⁾。なお、同法改正に伴い、「持株会社」とは、持株比率50%超の「子会社」を対象として「子会社株式の取得価額の合計額が総資産の50%を超える会社」（9条3項）と定義された。

(19) 1947年に制定された独占禁止法は、戦前の財閥のような過度の経済力集中を防止する観点から、「株式を所有することにより、国内の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社」すなわち「純粋持株会社」の設立を禁止した（9条）。

独占禁止法9条の改正を受けて、1998年に金融持株会社整備法(「持株会社の設立等の禁止の解除に伴う金融関係法律の整備等に関する法律」)が制定(同年3月施行)され、銀行、証券会社、保険会社による持株会社の設立が解禁された。

金融持株会社整備法による銀行法等の改正の要点を以下に整理しておく。

1. 銀行法改正⁽²⁰⁾

第一に、銀行との取引がアームズ・レングス・ルールの対象となる者として、当該銀行を子会社とする銀行持株会社およびその子会社等が加えられた(13条の2)。

第二に、銀行持株会社の定義について、銀行を子会社とする持株会社(改正独禁法9条3項)であって認可を受けている者とされた(52条の17)。

第三に、認可等の手続が定められた(52条の18)。

第四に、取締役の兼職につき制限が設けられた(52条の19)。

第五に、銀行持株会社の業務範囲について、銀行に対する他業制限の趣旨を反映させる形で、子会社の経営管理およびこれに附帯する業務に限ることとされた(52条の21)。

第六に、子会社の業務範囲について、金融または金融に関連する一定の業務に限定するほか、銀行に従属する会社(付随業務または関連業務を営む会社および新たな事業分野を

(20) その後の2002年の改正では、持株会社でない会社についても、事業支配力の過度の集中が生じる可能性があること等を踏まえ、持株会社を含め、「事業支配力が過度に集中することとなる会社」の設立等を規制する形に改められた。

なお、公正取引委員会は、ガイドライン「事業の支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(2002年11月)において、「事業支配力の過度の集中」が疑われる、次の3類型を提示している。

①総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと

：会社グループの総資産の合計額が15兆円を超え、5以上の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の大規模な会社(単体総資産の額が3000億円を超える会社)を有する場合

②資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと

：単体総資産の額が15兆円を超える大規模金融会社(銀行または保険会社)と、それ以外の分野で単体資産の額が3000億円を超える大規模な会社を有する場合

③相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていること

：事業分野間に密接な取引関係や各事業分野で提供される財・サービスに補完・代替関係があるといった相互関連性がある5以上(事業の規模が極めて大きい場合には、会社の有力性の程度等により3以上)の主要な事業分野のそれぞれにおいて別々の有力会社(売上高のシェアが10%以上の会社)を有する場合を基本に個別に判断

(21) 長期信用銀行法、外国為替銀行法もこれに準じた改正が行われた。なお、本項で引用している銀行法の条文名は、その後の改正を経た本稿執筆時点のものとしている。

242- 金融機関の業態の融合化と法制整備（木下）

開拓する会社）以外の会社を子会社とする場合には認可が必要とされた（52条の23第3項）。なお、子会社の範囲⁽²²⁾について、銀行、長期信用銀行、外国為替銀行、証券会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、銀行業または証券業に従属し、付随しまたは関連する業務として省令で定めるものを専ら営む会社（クレジットカード会社等）、新たな事業分野を開拓する会社として省令で定める会社（子会社であるベンチャー・キャピタルが子会社として保有するベンチャー・ビジネス企業）が指定された。

第七に、銀行持株会社が子会社とすることができない会社（すなわち一般事業会社）の株式等の取得・保有につき、銀行持株会社およびその子会社を合わせて15%を上限とすることとされた（「合算15%ルール」）（52条の24）。なお、銀行持株会社の認可時に基準株式等を超える株式等を保有することになる場合には、5年以内に超過分を処分することが認可の条件とされ、50%を超えることになる場合には設立等の認可はされないこととされた。

以上のほか、連結自己資本比率規制（52条の25）、連結業務報告書等の提出（52条の27）、連結ディスクロージャー（52条の28、29）、報告・資料の提出（52条の31）、立入検査（52条の32）、等の規定が設けられた。

2. 保険業法改正⁽²³⁾

保険業法改正においても、上記銀行法改正と同様に、持株会社設立の認可制（271条の18）、業務範囲の制限（271条の21）、報告徴求・立入検査（271条の27、28）等の規定が設けられた。ただし、銀行法とは異なり、子会社の業務範囲については基本的に制限は設けられていないほか、「合算15%ルール」も課されていない。

3. 証券取引法改正

証券取引法改正においては、証券会社を子会社とする持株会社に対する報告徴求・立入検査（55条）についての規定が定められたが⁽²⁴⁾、その他については証券会社本体への規制で対応することとされた。

(22) その後の改正を経て、子会社の範囲は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、有価証券関連業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社、信託業を営む外国の会社、従属業務または金融関連業務を専ら営む会社、新たな事業分野を開拓する会社、以上の会社のみを子会社とする持株会社、とされている。

(23) 本項で引用している条文名は、その後の改正を経た本稿執筆時点のものとしている。

(24) 金融商品取引法56条の2。

4. 預金保険法改正

預金保険法改正においては、預金保険機構による資金援助等の対象に銀行持株会社を加える等の規定が設けられた(2条, 59条~61条)。

第4節 銀行業への異業種参入

上記の金融持株会社を解禁した独占禁止法および銀行法の改正において、銀行持株会社およびその子会社による一般事業会社の株式の取得・保有が制限(「合算15%ルール」)されたが、その反面、一般事業会社による銀行の株式の取得・保有については法律上特段の制限はなかった。この点については、銀行経営の健全性確保の観点から、いわゆる「機関銀行」(特定の企業ないし企業グループに資金を供給することを主たる任務とする銀行)は望ましくないとの考えのもとに、これまでは金融行政上の運用により一般事業会社による銀行の株式の取得と保有が厳しく制限され、特段の問題も生じてこなかった。しかし、1990年代後半に入り、一般事業会社が情報技術の進展や流通ネットワークを活用して決済サービスを中心とする銀行業務に参入しようとする意欲を示すようになったほか、折から多発する銀行の経営破綻を処理するために金融業以外の資本にも依存せざるを得ない状況となったことから、法律上の規定の整備が不可避となった。

このため金融審議会第一部会は2000年10月に「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」と題する報告書を取りまとめ、これをもとに2001年12月に銀行法が改正された(2002年4月1日施行)。同改正により、銀行の議決権のうち原則として5%超を保有する株主等(グループまたは単体)を「銀行議決権大量保有者」、同20%以上を保有する株主等を「銀行主要株主」と定義し、これらに対し、次のような規制・監督を行う旨の規定が設けられた⁽²⁵⁾。

まず「銀行議決権大量保有者」に対しては、

- ①議決権保有について主務大臣に届出なければならない(52条の2)。
- ②届出事項に虚偽記載の疑いがある等の場合には、主務大臣は、報告または資料の提出を求めることができる(52条の7)ほか、立入検査を行うことができる(52条の8)。

次に「銀行主要株主」に対しては、

- ①議決権保有について主務大臣の認可を受けなければならない(52条の9第1項)。認可に際しては、財務面の健全性、議決権保有の目的、社会的信用等につき審査が行われる(52条の10)。

(25) 長期信用銀行法と保険業法も同様に改正され、銀行以外の主要株主等に関する規定が整備された。

244- 金融機関の業態の融合化と法制整備（木下）

- ②銀行の業務の健全・適切な運営を確保するためとくに必要があると認められる場合には、主務大臣は報告または資料の提出を求めることができる（52条の11）ほか、立入検査を行うことができる（52条の12）。
- ③「銀行主要株主」のうち銀行の議決権の50%超を保有する者に対しては、主務大臣は、銀行業務の健全・適切な運営を確保するためにとくに必要と認めるときは、子銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出・同変更等を命じることができる（52条の14）。
- ④銀行と「銀行主要株主」との取引については、その適正を確保するため、アームズ・レングス・ルール等が適用される（13条の2）。

第5節 他業態の金融商品の窓口販売および代理業等の規制緩和

前述のような業態別子会社や持株会社という方式による他業態の金融業務への参入とは別に、1998年の金融システム改革法により、銀行、証券会社、保険会社の本体での他業態の金融商品の販売が解禁された。さらに、2002年9月の金融審議会答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」⁽²⁶⁾を踏まえ、他業態の業務の仲介や代理という形での業務範囲の拡大（いわゆる「ワンストップ・ショッピング」）のほか、非金融事業会社（一部個人を含む）による金融業務の仲介や代理も認められ、顧客の利便性向上のための規制緩和が一段と進められている。このように多様な形態で進展している業態の融合化について順にみていこう。

1. 銀行および保険会社による投資信託商品の販売

他業態による投資信託商品の販売については、1998年金融システム改革法により、銀行と保険会社に対して解禁された。すなわち、銀行については、1997年12月に投資信託委託会社が銀行の店舗を借りて投資信託商品を販売する、いわゆる「間借り方式」が解禁されたのに続き、1998年12月には、証券取引法改正により銀行が自ら販売することが認められるとともに（65条2項4号）⁽²⁷⁾、銀行法改正により付随業務とされた（11条）。

保険会社についても同様に、1998年12月の証券取引法改正（65条2項4号）、保険業法改正（99条）により投資信託商品の販売が認められた。

なお、銀行および保険会社に対する投資信託商品販売の解禁の条件として、証券外務員

(26) 同答申は、「一つの金融仲介機関で多様な金融商品を、直接的ではないにせよ、少なくとも代理などの形で間接的に提供することも考えられる。」と指摘した。

(27) 金融商品取引法33条2項1号。

としての登録が義務づけられた。

2. 証券会社および銀行による保険商品の販売

他業態による保険商品の販売については、まず証券会社に対して解禁された。すなわち、1998年12月の証券取引法の改正により、証券会社の付随業務が規定された(34条1項)ほか、それ以外に列挙された業務およびその他の内閣府令で定める業務を届出により行うことが可能となった。この内閣府令で定める業務として保険募集が規定された(34条2項10号その他内閣府令)。

さらに、銀行に対しても解禁された。すなわち、2000年5月の保険業法改正により、特定保険募集人(生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人)として登録(276条)を受けた銀行等または保険仲立人として登録(286条)を受けた銀行等は保険募集を行うことができることとされた(275条2項)。これに併せて銀行法も改正され、保険募集は法定他業の一つと位置づけられた(12条)。これらの法改正により2001年4月に銀行による保険商品の販売が解禁された。ただし、解禁当初は住宅ローン関連の信用生命保険および長期火災保険、債務返済支援保険、海外旅行傷害保険に限定され、このうち信用生命保険については、銀行の子会社または兄弟会社の商品に限定された。その後、2002年10月に解禁の対象が個人年金保険、財形保険、年金払積立傷害保険、財形傷害保険に拡大された。さらに、2004年3月の金融審議会第一部会報告による全面解禁の提言を受けて、一定の弊害防止措置を整備し2年半程度の準備期間を設けたうえで、銀行にすべての保険商品の販売を認めることとされ(2005年12月22日内閣府令施行)、2007年末に予定どおり全面解禁された。

3. 証券仲介業務の解禁

証券業務は、内閣総理大臣の登録を受けた証券会社等のみが行うことができることとされていたが、2004年4月の証券取引法改正施行により、有価証券の販売経路の拡充・多様化を図る観点から、証券会社等の委託を受けて顧客との仲介を行う証券業仲介制度が創設された⁽²⁸⁾。

すなわち、証券会社等の委託を受けて有価証券の売買の媒介等の証券仲介行為を当該証券会社等のために行う営業を証券仲介業と定義し(2条11項)⁽²⁹⁾、内閣総理大臣の登録を受けることにより証券仲介業を行うことができることとされた(66条の5)⁽³⁰⁾。登録にあつ

(28) 証券取引法の改正による金融商品取引法の施行(2007年9月)により、証券仲介業は金融商品仲介業と名を改められた。

246- 金融機関の業態の融合化と法制整備（木下）

では、登録申請者の適格性が審査されるほか、証券仲介業者の役員・使用人のうち勧誘行為を行う者には証券外務員としての登録が義務づけられる（66条の23）⁽²⁹⁾。また、証券仲介業者は顧客から金銭または有価証券の預託を受けてはならないとされる（66条の12）⁽³²⁾ほか、勧誘行為等について証券会社と同様の行為規制が課される（66条の13）⁽³³⁾。さらに、証券仲介業者が顧客に与えた損害については、業務の委託を行う証券会社が賠償の責めを負う（66条の22）⁽³⁴⁾こととされている⁽³⁵⁾。

この証券仲介業は、当初は個人や一般事業会社に限られ、銀行等の金融機関は、その対象から除外されていた。しかし、銀行等が証券仲介業を営むことは、顧客の利便性の向上、投資者層の拡大等に資すると考えられることから、2004年4月の証券取引法改正（同年12月1日施行）により、所要の弊害防止措置を講じたうえで解禁することとされた。

すなわち、前述（第2章第1節）のとおり、銀行等は、原則として証券業を営むことが禁止される一方で、内閣総理大臣の登録を得て例外的に証券業務を営むことが認められているが、証券仲介業務も、この登録証券業務の一つと位置づけられた。

この結果、銀行等は、売買の媒介、募集の取扱いの範囲内で株券等を含むすべての有価証券の取扱いが可能となった。ただし、株券等については証券会社等から委託を受けて行うものに限られるほか、株券等の引受業務等を銀行等の本体で行うことは引き続き禁止される。

なお、銀行等は、別途銀行法等の規制を受けることから、前記の個人や一般事業会社の証券仲介業者に課された顧客の金銭・有価証券の預託の禁止、委託を行う証券会社の使用者責任等の規定は設けられていない。ただし、銀行等が株券等の取扱いを行うことについては、優越的地位の濫用や貸出先企業に有価証券を発行させ貸出金を回収する等の利益相反行為の懸念が生じることから、金銭の貸付けを条件とする有価証券の売買の受託等の禁止（44条3号）等の規定を適用することとされた（65条の2第5項で準用）⁽³⁶⁾。

(29) 金融商品取引法においては、金融商品取引業者または33条の2の登録を受けた銀行等の金融機関の委託を受けて有価証券の売買の媒介等を当該金融商品取引業者または登録金融機関のために行う業務が金融商品仲介業と定義された（2条11項）。

(30) 金融商品取引法66条。

(31) 金融商品取引法66条の25による64条の準用。

(32) 金融商品取引法66条の13。

(33) 金融商品取引法66条の14。

(34) 金融商品取引法66条の24。

(35) 金融商品取引法においては、上記のほか新たに顧客に対する誠実義務が金融商品仲介業者並びにその役員および使用人に課されることとなった（66条の7）。

4. 信託業務の第三者委託の解禁および信託契約代理店制度の創設

2004年に信託業法が82年振りに改正され(同年12月30日施行)、受託可能財産の範囲の拡大⁽³⁷⁾および信託業の担い手の拡大⁽³⁸⁾を柱とする大幅な改正が行われたが、その一環として、信託業務の第三者への委託が解禁されたほか、信託契約代理店制度が創設された。

受託者は、委託者から信託を受けた者として、基本的には自ら信託財産の管理を行う自己執行義務を負っている(信託法26条1項)が、信託業務のすべてを受託者が行うことは、業務の効率的な運営等の観点から必ずしも現実的とは言えない。そこで、2004年信託業法改正により、信託契約に委託先についての定めがあり、委託先が業務を的確に遂行できる者であること、委託契約において分別管理等が規定されていること等の要件を充たす場合に限り、信託会社は、信託業務の一部を第三者へ委託することができることとされた(22条)。なお、受益者保護の観点から、信託会社は、委託先が受益者に与えた損害の賠償責任を負う(23条)ほか、委託先も信託業法の適用を受けることとされている(22条2項)⁽³⁹⁾。

また、信託契約締結の媒介および代理を営業として行うことは、顧客の利便の向上につながると思われることから、信託契約代理店制度が創設された。すなわち、信託契約代理店は、登録制とされ(67条1項)、かつ信託会社の委託を受けて信託契約代理業を営まなければならないこととされた(67条2項、「所属信託会社制」)。さらに、信託契約代理店が顧客に損害を与えた場合には、所属信託会社も損害賠償責任を負うこととされた(85条)。

なお、信託契約代理店は、法人、個人を問うことはなく、また所属信託会社の数にも制限はない。

(36) 金融商品取引法66条の14第1号ホ。

(37) 旧信託業法(4条)では、金銭、有価証券、金銭債権、動産、土地およびその定着物、地上権および土地の賃借権に限定されていたが、法改正により、信託法1条で定める財産権一般を受託することができることとされた。

(38) 信託会社が行う信託業の機能および内容に応じて、①「運用型信託業」すなわち受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり運用や処分を行う信託業と、②「管理型信託業」すなわち受託者が自らの裁量で信託財産の形を変えたり処分したりすることはせず、その財産の通常の用法に従って保存、維持、利用のみを行うか、または委託者等の指図に従ってのみ処分を行う信託業とに分け、信託会社の設立は、原則として免許制としたうえで、「管理型信託会社」については登録制(3年ごとに更新)とし、より緩やかな基準のもとで参入を認めることとされた。

(39) 2006年の信託法改正(2007年9月30日施行)により、自己執行義務は大幅に緩和された(28条)。これに伴い、信託業法も再度改正され、委託契約における分別管理義務規定の義務づけの削除(22条)等がなされたが、委託先が受益者に損害を加えた場合の信託会社の損害賠償責任は維持された(23条1項)。

5. 銀行代理業制度の創設

銀行代理店は、長年にわたり銀行の100%子会社に限定され、かつ代理業以外の業務の兼営が禁止されてきた。このため、銀行代理店は、多様な顧客のニーズに対応することが困難で、十分活用されてこなかった。これを見直し、利用者の金融サービスに対するアクセスを向上させるとともに、金融機関が多様な販売チャネルを効率的に活用できるようにするため、2005年10月の銀行法改正（2006年4月1日施行）により銀行代理業制度が創設され、幅広い形態で一般事業者が銀行代理業に参入することが可能となった⁽⁴⁰⁾。

まず、銀行代理業は、銀行のために、銀行の本業である預金、貸付・割引、為替取引を内容⁽⁴¹⁾とする契約の締結の代理または媒介のいずれかを行う営業（2条14項）と定義され、同業務に参入しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないとされた（52条の36第1項）。許可に際しては、申請人の財産的基礎、人的構成、他業による支障の有無を基準に審査が行われ（52条の38第1項）、公益上必要があると認めるときは、許可に条件を付すことができるとされている（同第2項）。なお、銀行代理業には、「所属銀行制」が採用され、所属銀行の委託を受け、または所属銀行の委託を受けた銀行代理業者の再委託を受ける場合でなければ、銀行代理業を営んではならないとされている（52条の36第2項）。

次に、銀行代理業者は、内閣総理大臣の承認を受けることにより、銀行代理業およびこれに付随する業務以外の業務を行うことができるとされた（52条の42第1項）。なお、銀行代理業者が所属銀行の付随業務の代理または媒介を行うことは、銀行代理業に付随する業務に該当し、承認を要しないと考えられている。

以上のような手続のもとで開業される銀行代理業については、顧客保護の観点から、様々な規制が定められている。例えば、標識の掲示（52条の40）、名義貸しの禁止（52条の41）、分別管理義務（52条の43）、所属銀行の商号、代理か媒介かの別等を顧客に明示する義務（52条の44第1項）、虚偽の告知、断定的判断の提供、優越的地位の不正利用、所属銀行の取引の通常条件より有利な条件での貸付または割引の代理または媒介等の禁止（52条の45）等である。さらに、銀行代理業者の銀行代理業の健全性を確保するための措置として、当局による報告徴求（52条の53）、立入検査（52条の54）、業務改善命令等（52条の55）、許可の取消し、業務の停止（52条の56）についての規定が設けられている。

(40) 長期信用銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協・漁協および農林中央金庫についても、各関係業法の改正により、銀行代理業制度と同様の制度の整備が行われた。

(41) 銀行が営む預金、貸付・割引、為替取引以外の付随業務（10条2項）等の代理または媒介のみを行う場合は、銀行代理業には該当せず、許可を受ける必要はない。

一方、所属銀行に対しても、銀行代理業者の指導義務(52条の58)、銀行代理業者が顧客に与えた損害を賠償する責任(52条の59)が定められている。

第3章 金融コングロマリット化と規制・監督面の課題

上述のように、金融機関の業態の融合化が様々な形態で進行していることが確認された。このうち、①銀行、証券、保険の少なくとも二つの異なる金融業態にまたがること、②主たる事業が金融(銀行、証券ないし保険)であること、の2要件をみたまの一般的に「金融コングロマリット」と呼ばれている⁽⁴²⁾。こうした「金融コングロマリット」は、既述のとおり、1998年の金融持株会社の解禁を契機として、いわゆるメガバンク・グループを中心に形成されてきている。

この間、長年に亘って最大の論点であり続けた銀行証券分離規制については、段階的に緩和が進められてきたが、銀行本体による証券業務は原則禁止とする法規制が維持されている(金融商品取引法33条)。しかし、最近に至って、銀行証券分離規制の一層の緩和を検討しようとする動きが見られ始めている⁽⁴³⁾。

このように金融機関の業態の融合化ないし「金融コングロマリット」化の動きは、今後さらに加速することが予想されるが、その是非を判断するにあたっては、第1章第2節で整理したプラス・マイナス両面からの適正な評価が必要であろう。その際、最大のプラス面とされる「範囲の経済」が働き、経営の効率化と競争力の強化が実現するのかどうか、その反面で最大のマイナス面とされる「利益相反」の問題はないかどうか、具体的に検証することが重要である。仮に金融機関の業態の融合化ないし金融コングロマリット化をさらに進めるとするならば、とりわけ利益相反を防止するための規制・ルールの整備が不可欠の前提となろう。

こうした観点から、金融庁が2005年6月に「金融コングロマリット監督指針」を作成したのに続き、金融審議会は、2007年12月に、第一部会報告「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」と第二部会報告「銀行・保険グループの業務範囲規制のあり方等について」を取りまとめて公表した。

このうち第一部会報告は、取引所の機能の拡充・強化、銀行・証券間のファイアー・ウ

(42) 監督当局の国際的な検討の場での定義。日本銀行信用機構局[2005]52頁以下参照。

(43) 政府の規制改革会議が2007年5月30日に取りまとめた答申において、銀行と証券間のファイアー・ウォール規制のあり方について、2007年度中に検討を行うことが盛り込まれた。また、経済財政諮問会議や金融審議会でも検討が進められている。

ウォール規制の見直し、課徴金制度の見直し、の3つをテーマとして取り上げているが、その中で、本稿に関連する銀行・証券間のファイアー・ウォール規制の見直しについては、①利益相反による弊害や優越的地位の濫用の防止等につき、一層の実効性の確保を図るとともに、②利用者利便の向上や金融グループの統合的内部管理等の要請に応えるため、新たな規制の枠組みを提供することが適当である、との見解を示した。そのうえで①については、i) 証券会社や銀行等に対し、利益相反の管理のための態勢整備を法令上義務付け、それを当局が適切にモニタリングしていくこと、ii) 証券会社が親銀行等・子銀行等の取引上の優越的な地位を不当に利用して、金融商品取引契約の締結または勧誘を行う行為についても、金融商品取引法令において禁止すること、iii) 銀行等の優越的地位の濫用防止の実効性を確保するために、当局においても顧客等から寄せられる情報を検査・監督に活用する仕組みを強化すること、等を提言した。また②については、i) 顧客が望んでいない場合にまで非公開の顧客情報の共有を認めることは適当ではなく、個人情報の取扱いについては、オプトイン⁽⁴⁴⁾を維持することが適当であり、法人情報の取扱いについては、顧客に明確にオプトアウト⁽⁴⁴⁾の機会を付与することが適当であること、ii) 証券会社や銀行等に利益相反管理態勢の整備を求めることに伴い、役職員の兼職規制については撤廃することが適当であること、等の見解を示した。

他方、第二部会報告は、経営の健全性確保の観点から他業禁止規制が課されている銀行と保険会社について、業務範囲規制の緩和を提言した。すなわち、同報告は、銀行と保険会社の業務範囲については、他業禁止の趣旨を踏まえつつ、①本来の業務との機能の親近性、②既に負っているリスクとの同質性、③本体へのリスク波及の程度、等を勘案して決定すべきであるとし、とくに現行制度において保険会社グループにおける取扱いと異なっている銀行の子会社および兄弟会社の業務範囲のうち、兄弟会社の業務範囲を子会社に比し緩和する余地があると指摘した。この点を踏まえつつ、第二部会報告は、①コモディティ、②イスラム金融、③排出権、④リース、⑤マーチャント・バンキング、⑥投資助言・代理、⑦クロスボーダー取引、の個別の業務について、規制緩和を提言した⁽⁴⁵⁾。このうち、本稿の中心的なテーマと関連の強いマーチャント・バンキングについては、銀行グループによるエクイティ保有の大幅な拡充については、「現行規制の本来の趣旨を踏まえて整理していく必要があり、引き続き検討していくことが適当と考えられる。」とするにとどめる一方で、ベンチャー・ビジネスの育成や企業再生（地域再生）等の分野における地域密着型

(44) オプトインとは、顧客の積極的な同意を得て情報共有を行うことをいい、オプトアウトとは、予め情報を共有する旨を顧客に通知した上で、共有を望まない顧客に不同意の機会を与えることをいう。

金融の一層の推進の観点等から、銀行および保険会社の議決権保有制限の例外措置の拡充を検討すべきであると提言している。

こうした提言を受けて、今後具体的な立法に向けた作業が進められるものと思われるが、銀行証券分離規制の根幹にかかわるマーチャント・バンキングのあり方等については、その検討の動向を引き続き注視していく必要がある。

-
- (45) 規制緩和提言の要点は次のとおり。①コモディティ：一定の要件充足を前提に銀行と保険会社に商品デリバティブの現物決済を認めること、一定の条件を付し、当局による個別許認可のもとに、銀行の兄弟会社に商品の現物取引を認めていく道を開くことが適当、②イスラム金融：実質的に与信と同視しうるとする要件の充足を条件に、銀行・保険会社グループの業務範囲に加え、銀行・保険会社の子会社および兄弟会社を実施主体とすることが適当、③排出権：今後の取引の状況を見極めつつ、銀行・保険会社本体の業務として明確に位置づける方向で検討すべき、④リース：ファイナンス・リースに関する収入制限を直ちに撤廃することは適当ではないこと、リース物件と同種の中古物件の売買・メンテナンスを銀行・保険会社の子会社および兄弟会社に認めていくことが適当、⑥投資助言・代理：銀行・保険会社本体の業務として位置づけることが適当、⑦クロスボーダー取引：「外国銀行の業務の代理・媒介」を新たに銀行の業務範囲として認めることが適当。

なお、第二部会報告は、上記のほか、利益相反による弊害の防止等、保険に関する規制緩和(資産保有規制の廃止を含めた見直し等)についても提言している。

252- 金融システム改革と法制整備の概観 (4) (木下)

(主要参考文献——公表年順)

金融制度調査会中間報告 [1989] 「新しい金融制度について」 (5月26日)

証券取引審議会基本問題研究会報告書 [1991] 「証券取引に係る基本的制度の在り方について」 (5月24日)

金融制度調査会答申 [1991] 「新しい金融制度について」 (6月25日)

大蔵省 [1992] 「金融制度改革の実施の概要について」 (12月17日)

氏兼裕之 [1993] 「金融制度改革の実施について」金融 (7月)

公正取引委員会 [1997] 「持株会社解禁等に関する改正独占禁止法の施行について」 (12月8日)

鴫瀬恵子 [1997] 「持株会社解禁に係る独占禁止法改正の概要」ジュリスト No. 1123

川島真 [1998] 「持株会社関連二法について」金融法務事情 No. 1504

金融審議会第一部会 [2000] 「銀行業等における主要株主に関するルール整備及び新たなビジネス・モデルと規制緩和等について」 (12月21日)

G10 [2001] 「Report on Consolidation in the Financial Sector」

若原幸雄 [2002] 「銀行法の一部を改正する法律の概要」金融法務事情 No. 1634

一松旬 [2003] 「証券取引法等の一部を改正する法律の概要」金融財政事情 (7月21日)

田原康雅ほか [2004] 「証券取引法等の一部改正の概要」商事法務 No. 1703

中山裕人ほか [2005] 「改正信託業法の概要」金融法務事情 No. 1728

日本銀行信用機構局 [2005] 「金融サービス業のグループ化」 (4月)

日本銀行金融研究所 [2005] 「金融機関のグループ化に関する法律問題研究会報告書」 (9月)

家根田正美 [2006] 「銀行法等の一部を改正する法律の概要」金融法務事情 No. 1759

金融審議会第一部会報告書 [2007] 「我が国金融・資本市場の競争力強化に向けて」 (12月18日)

金融審議会第二部会報告書 [2007] 「銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について」 (12月18日)